

三田市議会基本条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第20条 省略 (議員報酬)</p> <p>第21条 議員報酬は、三田市議会議員報酬等に関する条例(昭和31年三田町条例第18号)で定めるところによる。</p> <p><u>2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、学識者及び市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、議員報酬の条例改正の場合について準用する。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第20条 省略 (議員報酬)</p> <p>第21条 議員報酬は、三田市議会議員報酬等に関する条例(昭和31年三田町条例第18号)で定めるところによる。</p> <p>以下省略</p>